建設機械用グリース規格
(JCMAS P 040:2004)
の運用マニュアル

平成２４年４月

（平成 26 年 4 月改正）

JCMA 油脂規格普及促進協議会

目　次

注　　意　　事　　項
この利用システムにより届出、オンファイルされた建設機械用グリースの品質・性能・表示については、届出者の自己の判断と責任において分類・保証されているものであり、その責任は届出者に帰します。 従って、本システムは「JCMA油脂規格普及促進協議会」が品質・性能を保証するものではなく、また、責任を負うシステムではありません。 万一、品質・性能・表示にかかわる問題が発生した場合、その解決は規格及び本システムの利用者が自ら行うものであります。 建設機械用グリース（JCMAS P 040:2004）の適正な普及を図るため、規格及び本システムの利用は本マニュアルの内容を十分理解した上で利用していただくよう、お願いいたします。 なお、本マニュアルの内容が変更された場合は、「JCMA油脂規格普及促進協議会」のWebサイト（http://www.jalos.or.jp/jcmaonfile/）等を通じて通知します。届出前に必ず最新情報をご確認下さいますようお願いいたします。

１．はじめに

本資料は、日本国において建設機械用油圧作動油、並びに建設機械用グリースにかかわる各種業界団体及び学術協会等が、JCMAS建設機械用油圧作動油規格、及びJCMAS建設機械用グリース規格の国内外での適正な普及を図るためにボランタリーに設立した「JCMA油脂規格普及促進協議会」の活動の一環として、一般社団法人日本建設機械施工協会（旧名称：社団法人日本建設機械化協会）が制定した「建設機械用グリース 」規格（JCMAS P 040:2004）に基づき、グリースの販売者等がこれに該当する製品を「JCMA油脂規格普及促進協議会」に届出、オンファイルするための手続などを解説するものである。

本資料中の「建設機械用グリース」とは、油圧ショベル、ミニショベル、ブルドーザ、ホイルローダ、その他建設機械のしゅう動部分に使用するグリースを意味する。

本届出、オンファイルシステムは、2005年に一般社団法人日本建設機械施工協会の「油脂技術委員会」の下部組織である「JCMAS油脂規格普及分科会」が起案し、関係業界団体の賛同を経て「JCMA油脂規格普及促進協議会」が制定した。

２．建設機械用グリース規格利用システムの目的と運用組織

２．１　目的

本システムは、日本建設機械施工協会が制定した建設機械用グリース規格（JCMAS P 040:2004）の建設機械への適合を図ることを目的として制定されたものである。これを建設機械用グリースの販売者が活用することにより、消費者が建設機械用グリースを購入する際の最適な選択基準が明確となり、装置の信頼性向上が期待できる。

２．２　運用組織

建設機械用グリース規格（JCMAS P 040:2004）の利用にあたり、図1に示すとおり、関連業界団体の参画のもとに「JCMA油脂規格普及促進協議会」を設立した。また、本協議会の下に、グリース規格運営委員会を設定した。

「JCMA油脂規格普及促進協議会」は、規格運用にあたっての意思決定機関であり、日本建設機械施工協会と石油連盟が事務局を務める（それぞれ正・副）。協議会の下部組織としてのグリース規格運営委員会は、本マニュアルの制定・改訂、規格内容の改定、及び規格普及活動を企画立案し、協議会に答申する。グリース規格運営委員会のメンバーは、「JCMA油脂規格普及促進協議会」参画団体の会員である建設機械メーカー、グリースメーカー、及び添加剤メーカーの委員を中心に構成し、必要に応じてその他業界からの参加を求める。

図１　建設機械用グリース規格運営組織図

３．建設機械用グリース（JCMAS P 040:2004）について

３．１　規格制定の経緯

グリースの分類は、これを構成する成分（基油、増ちょう剤、添加剤）で分類する方法と、JIS K2220のように用途で分類する方法があり、更にJIS K 2220の附属書1でISOによる品質分類が追加された。しかしながら、これらの分類は建設機械用として必要な要求性能を必ずしも満たしておらず、市場で作業機のピン・ブッシュ焼付きなどの問題が発生する場合があった。そこで、建設機械製造業各社は、独自の純正グリース、及び推奨グリースを市販の用途分類から推奨している状況で、これに対し使用者側からは、給脂間隔を延長した近年の建設機械に適合し、複数メーカーの建設機械に適合するグリースの品質規格が望まれていた。更に、全世界的に日本で開発・設計された建設機械の市場占有率が高いため、日本の建設機械メーカーも参加して活動しているSAE Fuels and Lubricants Division Steering Committee for Asiaからも、日本国内と同様の建設機械用グリースについての品質規格設定が望まれていた。このような背景から、日本建設機械施工協会の機械部会油脂技術委員会では、建設機械に最適なグリース規格制定の検討を開始した。規格作成にあたり以下の目標を定めた。

（１）建設機械の使用条件に合致し、機械の寿命延長につながる品質規格であること。

（２）将来 ISO 規格化を目指すために、既存 ISO 品質規格との可能な範囲で整合性を図ること。

以上の目標に基づき、約５年間の検討期間を経て、2004 年に JCMAS P 040 を制定することができた。

３．２　規格の概要

建設機械用グリース規格 JCMAS P 040:2004 に適合した建設機械用一般グリース JCMAS GK、及び建設機械用生分解性グリース JCMAS GKB は、建設機械用グリースとして適用される。建設機械用一般グリース（GK）に関する規格は、油圧ショベル、ブルドーザ、ホイルローダなどで定期的な給脂に用いるグリースの潤滑性能及び品質を定めるものである。また、コストや給脂間隔、入手性、取扱性などについても使用者が満足できるグリースを対象とした要求規格であり、ちょう度番号１号、２号の２種類に分類される。

建設機械用生分解性グリース（GKB）に関する規格は、建設機械に用いられることを想定した生分

解性グリースの規格であり、ちょう度番号は市場状況から２号のみとした。（表１参照）

JCMAS GKは、建設機械用グリースに必要とされる各種性状、混和ちょう度、見かけ粘度、耐熱性、防錆性、極圧性、耐摩耗性、機械的安定性、耐水性、酸化安定性、シール材適合性が規定されている。

JCMAS GKBは、建設機械用グリースに必要とされる各種性状、混和ちょう度、見かけ粘度、耐熱性、防錆性、極圧性、耐摩耗性、機械的安定性、耐水性、酸化安定性に加え環境に関する基準について規定した。環境に関する基準には、財団法人日本環境協会エコマーク事務局が定めたエコマーク商品類型No.110「生分解性潤滑油Version 2.4」の4-1.環境に関する基準と証明方法を満足することとした。

表１　建設機械用グリースの種類

<table>
<tr><th colspan="2">種　　類</th><th rowspan="2">使用温度範囲
℃</th><th colspan="2">使用条件に対する適否</th><th rowspan="2">適用例</th></tr>
<tr><th>用途別</th><th>ちょう度番号</th><th>水との接触</th><th>生分解性</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一般グリース（GK）</td><td>１号</td><td>－20～＋130</td><td>適</td><td>無</td><td rowspan="2">建設機械</td></tr>
<tr><td>２号</td><td>－20～＋130</td><td>適</td><td>無</td></tr>
<tr><td>生分解性グリース（GKB）</td><td>２号</td><td>－20～＋130</td><td>適</td><td>有</td><td>環境保護を必要とする場所で使う建設機械</td></tr>
</table>

３．３ 試験項目と合格基準

建設機械用一般グリースJCMAS GK（JCMAS P 040:2004）に規定されている要求性能とその合格基準について表２に示す。また建設機械用生分解グリースJCMAS GKB（JCMAS P 040:2004）に規定されている要求性能とその合格基準について表４に示す。

オンファイル時に報告が必要な物性値（表２、表４）の各種規格試験を実施するに当たり、試験方法は、Appendix １の対照表に示す方法で代用することができる。その場合、どの方法を用いて得られた測定結果であるかを届出書等に明記しなければならない。

建設機械用グリースJCMAS GK、及びJCMAS GKB（JCMAS P 040:2004）が改正された場合は、最新版を使用すること。また、建設機械用グリースJCMAS GK、及びJCMAS GKB（JCMAS P 040:2004）に規定されている試験方法についても、制定年が規定されていないものについては最新の試験方法を使用すること。

表２　建設機械用一般グリース（GK）の性能基準

項　　目		性能基準 試験方法[2])	規格値 ちょう度番号 １号	 ２号
適用温度範囲　(℃)			−20～＋130	−20～＋130
増ちょう剤			報告[1])	報告[1])
混和ちょう度		JIS K2220	310～340	265～295
不混和ちょう度		JIS K2220	報告[1])	報告[1])
見かけ粘度（-10℃、ずり速度 10S^{-1}）　(Pa・s)		JIS K2220	250 以下	500 以下
基油動粘度（40℃）　(mm^{2}/s)		JIS K2283	報告[1])	報告[1])
耐熱性				
滴点　(℃)		JIS K2220	170 以上	170 以上
離油度（100℃、24ｈ ）　(質量%)		JIS K2220	10 以下	5 以下
蒸発量 (99℃、22ｈ)　(質量%)		JIS K2220	2.0 以下	2.0 以下
防錆性				
湿潤（14 日）		JIS K2220	Ａ級	Ａ級
銅板腐食（100℃、24ｈ ）		JIS K2220	銅板に緑色又は黒色変化がないこと。	
極圧性／耐摩耗性				
四球式耐荷重能 (融着荷重)　(N)		ASTM D2596	1961 以上	1961 以上
四球式耐摩耗　(摩耗痕径)　(mm)		ASTM D2266	0.7 以下	0.7 以下
機械的安定性				
混和安定度		JIS K2220	400 以下	375 以下
耐水性				
水洗耐水度（38℃、1h）　(質量%)		JIS K2220	10 以下	10 以下
酸化安定性				
酸化安定度(99℃、100ｈ)　(KPa)		JIS K2220	80 以下	80 以下
シール材浸せき試験（100℃、72h）				
NBR（ニトリルゴム）	硬さ変化	JIS K6253	−30 以内	−30 以内
	引張強さ変化率(%)	JIS K6251	−70 以内	−70 以内
	伸び変化率　(%)	JIS K6251	−80 以内	−80 以内
	体積変化率　(%)	JIS K6258	0～40	0～40
AU（ウレタン）	硬さ変化	JIS K6253	−5～＋5	−5～＋5
	引張強さ変化率(%)	JIS K6251	−70 以内	−70 以内
	伸び変化率　(%)	JIS K6251	−60 以内	−60 以内
	体積変化率　(%)	JIS K6258	−5～＋15	−5～＋15

注　1)　試験結果を提示すること。

注　2)　試験方法は3.4参照のこと

備考 1. シール材浸せき試験の硬さ変化の硬度計は、Aタイプを使用する。

2. シール材浸せき試験の NBR は、ISO 13226 による低ニトリルゴム材の SRE-NBR/L とする。

3. シール材浸せき試験の AU は、**表** 3 に示すものとする。

表 3　**シール材質物性表**

		単　位	AU
規格値	硬さ	デュロメータ　A	88～98
	引張強さ	ＭＰa	29.4 以上
	伸び	％	300 以上

表４　建設機械用生分解性グリース（GKB）の性能基準

項　目		性能基準 / 試験方法[2)	規格値
			ちょう度番号
			２号
適用温度範囲　(℃)			－20～＋130
増ちょう剤			報告[1)
混和ちょう度		JIS K2220	265～295
不混和ちょう度		JIS K2220	報告[1)
見かけ粘度（－10℃、ずり速度 $10S^{-1}$）(Pa・s)		JIS K2220	500 以下
基油動粘度(40℃)　(mm^2/s)		JIS K2283	報告[1)
耐熱性			
滴点　(℃)		JIS K2220	170 以上
離油度（100℃、24ｈ）　(質量%)		JIS K2220	5 以下
蒸発量（99℃、22ｈ）　(質量%)		JIS K2220	2.0 以下
防錆性			
湿潤（14 日）		JIS K2220	Ａ級
銅板腐食（100℃、24ｈ）		JIS K2220	銅板に緑色又は黒色変化がないこと。
極圧性／耐摩耗性			
四球式耐荷重能 (融着荷重)　(N)		ASTM D2596	981 以上
四球式耐摩耗 (摩耗痕径)　(mm)		ASTM D2266	0.7 以下
機械的安定性			
混和安定度		JIS K2220	375 以下
耐水性			
水洗耐水度（38℃、１ｈ）　(質量%)		JIS K2220	10 以下
酸化安定性			
酸化安定度（99℃、100ｈ）　(KPa)		JIS K2220	80 以下
シール材浸せき試験　(100℃､72h)			
NBR（ニトリルゴム）	硬さ変化	JIS K6253	報告[1)
	引張り強さ変化率(%)	JIS K6251	報告[1)
	伸び変化率　(%)	JIS K6251	報告[1)
	体積変化率　(%)	JIS K6258	報告[1)
AU（ウレタン）	硬さ変化	JIS K6253	報告[1)
	引張り強さ変化率(%)	JIS K6251	報告[1)
	伸び変化率　(%)	JIS K6251	報告[1)
	体積変化率　(%)	JIS K6258	報告[1)

環境に関する基準		
生分解度　　　　　（28 日）	OECD 301B OECD 301C OECD 301F ASTM D5864 ASTM D6731	エコマーク商品類型 NO.110「生分解性潤滑油 Version 2.4」の 4－1 の規定を満たすこと
魚類急性毒性　　　96h　LC_{50}値	OECD 203 JIS K 0102-98 JIS K 0420-71	エコマーク商品類型 NO.110「生分解性潤滑油 Version 2.4」の 4－1 の規定を満たすこと

注 [1] 試験結果を提示すること。

注 [2] 試験方法は3.4参照のこと

備考 1. シール材浸せき試験の硬さ変化の硬度計は、Aタイプを使用する。

2. シール材浸せき試験の NBR は、ISO 13226 による低ニトリルゴム材の SRE-NBR/L とする。

3. シール材浸せき試験の AU は、表 3 に示すものとする。

３．４　試験方法

3.4.1　試料採取方法　JIS K 2251 による。

3.4.2　試験器一般　JIS K 2220 による。

3.4.3　基本試験　JIS K 2220 に規定するグリース試験方法による。

3.4.4　基油動粘度　JIS K 2283 に規定する動粘度試験方法による。

3.4.5　四球式極圧試験　ASTM D 2596 に規定する耐荷重試験方法による。

3.4.6　四球式耐摩耗試験　ASTM D 2266 に規定する耐摩耗試験方法による。

3.4.7　シール材浸せき試験　JIS K 6258 に規定する加硫ゴムの浸せき試験方法を用い、JIS K 6251 に規定する加硫ゴムの引張試験方法、及び JIS K 6253 に規定する加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの硬さ試験方法で評価を行う。

3.4.8　環境に関する基準　（財）日本環境協会エコマーク事務局が定めたエコマーク商品類型　No.110「生分解性潤滑油 Version 2.4」の 4-1 の規定による。

３．５　規格適合グリースの新規届出、オンファイルの有効期間、及び規格の種類表示について

建設機械用グリースJCMAS GK（JCMAS P 040:2004）に適合しているグリースの種類表示開始可能日は以下の通りとする。

JCMAS GK、及びJCMAS GKB（JCMAS P 040:2004）の表示開始可能日は2012年10月とする。

規格の種類表示については、種類に記載されている年号は表示せず、JCMAS GK 1号などと表示する。

４．試験機関

建設機械用グリース規格（JCMAS P 040:2004）は、各種、摩擦特性試験、及び物理化学性状により、その要求性能が規定されているが、後述するオンファイルへの届出に当たっては、各試験法に規定される精度を満足する試験機関で実施した試験結果のみが有効である。

５．規格利用手続き（届出、オンファイル）

５．１　概要

建設機械用グリースを本システムにより利用しようとする販売者等は、届出対象となる製品が建設機械用グリース規格（JCMAS P 040:2004）に規定されている要求性能等に適合することを、本マニュアルに記載されている内容に従い、本マニュアルにて規定する条件を満足する試験機関にて確認し、製品毎、及び処方毎に後述する届出、オンファイル及び試験データの保管と提出等の項に記載した方法で規格利用の手続きを行うものとする。

本システムは、規格利用者が自らの責任において、製品の本規格適合性を、試験データと共にオンファイルして公示するものであって、本システムも当協議会も当該製品の規格適合性を公証・認証するものではない。本システム利用者はこの点に留意し、消費者をはじめとするユーザーの誤解を招かないようにすると共に、市場に販売する当該製品の本規格適合性を維持することについて、誠実に努めることが要請されている。

５．２ 届出手続きフロー

届出、オンファイル手続きの概要フローを図２に示す。

図２　届出、オンファイル手続のフロー

５．３　届出、オンファイル

届出者は、届出に先立って、Appendix 2に定める届出手数料を「JCMA油脂規格普及促進協議会」の指定口座に振込む。次に、届出書（Appendix 2 書式-1、 2 参照）及び、通知書・同意書の正副２通（Appendix 3参照）のB票に必要事項を記入し、届出手数料の振込み証明書を届出書に添えて「JCMA油脂規格普及促進協議会」へ郵送する。なお、届出受理、オンファイルに関する事務処理業務は一般社団法人潤滑油協会に委託するので、送付先は下記の通りとなる。

〔送付先〕　　〒273-0015　千葉県船橋市日の出2-16-1
一般社団法人潤滑油協会　事業部　気付け
JCMA油脂規格普及促進協議会

届出手数料の指定口座への振込みに要する費用は、すべて届出者の負担とする。また、届出書、及び届出手数料は返却しない。なお、届出費用が変更される場合は、「JCMA油脂規格普及促進協議会」は関連団体を通じて通知する。

届出者は、届出の際に当該建設機械用グリースの製品容器等への種類表示の代表例と製品ラベル全体（デザインでも可）を、「JCMA油脂規格普及促進協議会」へ提出する。（「**６．表示**」参照）

５．４　試験データの保管と提出

届出書の元となるJCMASグリース試験報告書は、JCMAS規格に定められた書式を用い、届出者が責任を持って保管する。また、その他試験結果についても、各試験法に定められた書式を用い、届出者が責任を持って保管する。保管期間は、届出者が当該製品のオンファイルを取り消すまでとする。なお、「JCMA油脂規格普及促進協議会」から試験報告書の提出要請を受けた場合、届出者は速やかにこれを提出しなければならない。

５．５　書式のチェック

「JCMA油脂規格普及促進協議会」は、受信した届出書につき、①必要項目が漏れなく記入されているか、②グリース性能が所定通り記入されているかをチェックし、③規格値が定められている項目につき、規格値の照合を行う。

また、種類等の表示書式に不備な点や、製品ラベル等に誤解を招く恐れのある表現が用いられていないかをチェックする。

上記項目のうちひとつでも不備な項目があれば、「JCMA油脂規格普及促進協議会」は届出者に理由を付してオンファイルの拒絶を通知するか、是正を要請する。

全ての書式が満足されている場合、「JCMA油脂規格普及促進協議会」は届出者にオンファイル通知書を発送し、その控えを届出書と共にファイルする。

５．６　グリースコードについて

オンファイル届出時に設定するグリースコードは、以下の要領で設定する。このグリースコードは製品容器に表示されるロゴマーク（Appendix 5参照）の中に明記されると同時に、「JCMA油脂規格普及促進協議会」のホームページに製品名等と併記されて公開されるので、グリースのユーザーが当該製品がオンファイルされたものであるか否かを確認することを容易にする目的で設定されるものである。

グリースコードは届出者が決定し、「JCMA油脂規格普及促進協議会」がこれを記録する。グリースコードは以下の基準に基づいて設定する。

① カテゴリーコード（英大文字1桁）　　カテゴリーコードはGとする。

② 国番号（数字3桁）

　　届出者が所在する国の国際電話国番号

　（例．日本：081、米国：001、英国：044……）。

③ 販売者コード（英大文字3桁）

届出者が希望するアルファベット3文字（例．コマツ：KMT、コスモ石油ルブリカンツ：CLC ……）。ただし、同一の届出者が複数の販売者コードは使用しない。なお、他のJASOエンジン油（2サイクルガソリン機関潤滑油、二輪自動車-4サイクルエンジン油、及びディーゼルエンジン油）ならびに、建設機械用油圧作動油規格で既に販売者コードを届け出ている場合は、同一のコードを使用する。

届出者が希望する販売者コードが、他の届出者によりすでに使用されている場合は、重複を避けるため「JCMA油脂規格普及促進協議会」はコードの変更を要請する。

④ 管理番号（数字3桁）

届出者が自由に設定する自主管理番号。ただし、一つの届出者が異なる製品または試作品に同一の管理番号を設定することはできない。

なお、参考のためにグリースコードの設定例をAppendix 4に示す。

５．７　オンファイル情報の公開について

「JCMA油脂規格普及促進協議会」は、建設機械用グリース（JCMAS P 040:2004）の普及、及び建設機械用グリースユーザーへの啓発、認知度向上を図るため、本規格に基づいてオンファイルされた製品名、届出者、ちょう度グレード、グリースコード、並びに種類（JCMAS GKまたはGKB）をインターネット等のメディアにおいて公開する。

なお、「JCMA油脂規格普及促進協議会」は公開しようとする情報について事前に届出者に連絡を行い、届出者は情報に誤りのある場合は文書により速やかに「JCMA油脂規格普及促進協議会」に訂正の連絡をするものとする。

届出者が事前に確認した、公開情報により発生した届出者の損失や被害等のいかなる損害に対しても、「JCMA油脂規格普及促進協議会」は一切の責任を負わない。

５．８　オンファイルの維持について

「JCMA油脂規格普及促進協議会」は、オンファイル翌年1月1日以降、当該製品のオンファイル継続希望の意思と販売数量を確認する手紙を、毎年12月末までに届出者に送付する。

① オンファイル継続を希望する届出者（以下、継続希望者）は、前年1月から12月までの販売数量と、その販売数量に応じてAppendix 2で規定する方法により算定したオンファイル維持費用額を、毎年2月末までに「JCMA油脂規格普及促進協議会」に通知しなければならない。

「JCMA油脂規格普及促進協議会」は、継続希望者から通知を受けた場合、その内容を確認の上、継続希望者へ４月に請求書を送付する。継続希望者は、請求書受理後速やかに「JCMA油脂規格普及促進協議会」の指定口座にオンファイル維持費を振込まなければならない。オンファイル維持費の指定口座への振込みに要する費用は、すべて継続希望者の負担とする。また、オンファイル維持費は返却しない。

なお、継続希望者からオンファイル維持費の振り込みがなされなかった場合、「JCMA油脂規格普及促進協議会」は当該製品の販売が中止されたものと判断し、届出を抹消する。

② オンファイル継続を希望しない届出者は、「JCMA油脂規格普及促進協議会」に速やかにその旨を通知のうえ、製品容器へのグリースコード及び種類の表示を停止しなければならない。継続を希望しない通知を受けた場合、「JCMA油脂規格普及促進協議会」は直ちに届出を抹消する。

なお、オンファイル維持費用及び算出方法が変更される場合は、「JCMA油脂規格普及促進協議会」が関連団体を通じて通知する。

オンファイル維持手続きの概要フローを図3に示す。

図 3　オンファイル継続手続のフロー

５．９　品質責任等について

本システムによりオンファイルされた建設機械用油圧作動油の品質・性能については、届出者の自己責任により分類・保証されているものであり、その責任は届出者（販売者）に帰する。

本システムは、「JCMA油脂規格普及促進協議会」が品質・性能を保証するものではなく、「JCMA油脂規格普及促進協議会」はこれを使用することによる損失や被害に対するいかなる責任も負わない。

万一、品質・性能にかかわる問題が発生した場合、その解決は届出者が自ら行う。

また、このシステムが当該国（地方自治体を含む）の法規制と矛盾する場合は、法規制が本システムに優先する。従って、法規制に不適合であるにも係わらず本システムを使用したことによる損失や被害に対して、「JCMA油脂規格普及促進協議会」はいかなる責任も負わない。

５．１０　秘密保持について

「JCMA油脂規格普及促進協議会」は、「5.7　オンファイル情報の公開について」に記載された内

容を除き、オンファイルされた届出書、並びにオンファイル維持関連情報を届出者の書面による承諾なしに第三者へ開示しない。ただし、法的措置により公的機関からその開示を求められた場合はこの限りでない。なお、届出及びオンファイルの内容が、万一第三者に漏洩した場合であっても、その漏洩に伴ういかなる損害についても「JCMA油脂規格普及促進協議会」は賠償の責を負わない。

市場トラブルの発生により、トラブルの当事者から書面による照会を受けた場合、「JCMA油脂規格普及促進協議会」は当該グリースコードの建設機械用グリースがオンファイルされているか否か、及び該当する販売者の名称を照会元に返答することができる。また、照会元が届出者への連絡を希望した場合、「JCMA油脂規格普及促進協議会」は届出者へその旨連絡し、届出者に対応を委ねることとし、それ以上の処置は行わない。

５．１１　ファイルの変更

届出者の社名、届出者コード、及びそれに伴う届出者の連絡先を変更する場合、届出者は「JCMA油脂規格普及促進協議会」にあらかじめ届出なければならない。この場合、5.3項の規定により届出手数料を支払い、グリースコードを更新する。

なお、連絡先のみの変更については、Appendix 2の書式-3に必要事項を記入の上、「JCMA油脂規格普及促進協議会」に提出すれば、手数料の追加支払いは必要ない。

参考のために、届出および通知の例をAppendix 4に示す。

５．１２　届出者の留意事項

本システムに基づき、グリースコード及び種類を製品容器に表示する場合、届出者は以下の諸点に留意しなければならない。

① 販売される製品の品質・性能・表示が、届出書に記載された品質・性能と同一である。
② 製品の品質・性能・表示にかかわる問題が発生した場合、その解決及び補償に関しては届出者の責任で対処し、対応に必要とされる費用も届出者が支払う。
③ オンファイルした建設機械用グリースの品質・性能・表示については、届出者の自己責任により分類・保証するものであることを、届出者の販売チャネルを通じて一般消費者に広報・啓発する。

届出者はオンファイルした建設機械用グリースの販売を中止した場合は、速やかに「JCMA油脂規格普及促進協議会」へオンファイルの取り消しを通知する。

６．表示

オンファイル通知書を受理した届出者が、グリースコードを製品の容器に表示する場合は、届出者の責任において表示するものであることを明記し、Appendix 5に例示する書式を用いる。

この表示を利用する規格利用者は、「JCMA油脂規格普及促進協議会」が該当建設機械用グリースの品質・性能を認定したとの誤解を招く表現を宣伝等に使ってはならない。

なお、5.3項で述べたように、規格利用者は、種類表示の代表例と製品ラベル全体の代表例（デザインでも可）を「JCMA油脂規格普及促進協議会」に郵送で提出する。

７．市場調査

「JCMA油脂規格普及促進協議会」は、消費者及びオンファイル届出者の正当な利益を保護することを目的として、オンファイルされている建設機械用グリースの市場調査を行い、建設機械用グリース（JCMAS P 040:2004）が市場で適切に運用されていることを確認することがある。このために、「JCMA油脂規格普及促進協議会」は「JCMAS P 040適合品」と表示されているグリースを市場より任意に抽出し、建設機械用グリース（JCMAS P 040:2004）に規定されている性能表示書式及び品質・性能項目について調査を行い、オンファイル届出書と照合することができる。その調査結果が明らかにオンファイル届出書と異なる場合、「JCMA油脂規格普及促進協議会」はオンファイル届出者に、書

面によってその理由を問い合わせ、あるいは改善を求めることがある。
「JCMA油脂規格普及促進協議会」は市場調査の結果を、届出者名及びグリース名が特定できない様式で公開することがある。

８．建設機械等の製造、又は販売者の規格利用

建設機械等の製造、又は販売者は、自己の判断と責任において、建設機械用グリース規格（JCMAS P 040:2004）を用いて、ユーザーが使用すべき建設機械用グリースの推奨を取扱説明書等で行うことにより、建設機械用グリース規格（JCMAS P 040:2004）を利用することができる。
この推奨を行う規格利用者は、推奨において、「JCMA油脂規格普及促進協議会」が建設機械用グリースの品質・性能を認証するとの誤解を招く表現（例えば「協議会が認証した建設機械用グリース」等）を用いてはならない。なお、この推奨を行う規格利用者は、当該取扱説明書代表例を「JCMA油脂規格普及促進協議会」に郵送にて提出する。

９．問合せ先

本システムに係わる諸事項に関する問合せ先を以下に示す。

９．１　届出書等の送付先及び届出様式の入手

JCMA 油脂規格普及促進協議会
住所：〒273-0015　千葉県船橋市日の出 2-16-1
一般社団法人潤滑油協会　事業部　気付け
Tel：047-433-5181　　Fax：047-431-9579
URL：http://www.jalos.or.jp/jcmaonfile/

９．２　試験法（JCMA規格）の入手

一般社団法人日本建設機械施工協会　標準部
住所：〒105-0011　東京都港区芝公園 3-5-8（機械振興会館内）
Tel：03-5776-7858　　Fax：03-3432-0289

９．２．１　U801（ウレタン）及びG361（HNBR）

ＮＯＫ株式会社　営業本部　東京支店　業務課
住所：〒105-8585　東京都港区芝大門1-12-15（正和ビル）
TEL (03)3432-3376　　FAX (03)3432-2831

９．２．２　SRE-NBR/L（NBR）

一般財団法人化学物質評価研究機構　高分子技術部　技術第一課
住所：〒345-0043　埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1600
TEL　0480-37-2601　　FAX0480-37-2521
ＵＲＬ　http://www.cerij.or.jp

９．３　海外関連試験法について

９．３．１　ASTM試験法の入手及び試験実施機関の問い合わせ

ASTM International
住所：100　Barr Harbor Drive、 P.O. Box C700
West Conshohocken、 PA 19428-2959、　U.S.A.
Tel：(+1)610-832-9585　FAX：(+1)610-832-9555
Website: http://www.astm.org
e:mail: service@astm.org

JIS/JPI 試験と ISO 他試験法の対照表

試験項目	試験法の種類	ISO 他試験法 No.	JIS/JPI 試験法 No.
混和ちょう度 不混和ちょう度	グリースーちょう度試験方法	ISO 2137 ASTM D 217 IP 50	JIS K2220
見かけ粘度	グリースー見かけ粘度試験方法	ASTM D1092	JIS K2220
動粘度	原油及び石油製品－動粘度試験方法及び粘度指数算出方法	ISO 3104:93 ASTM D 445	JIS K 2283
滴点	グリースー滴点試験方法	ISO 2176 ASTM D 556 IP 132	JIS K 2220
離油度	グリースー離油度試験方法	ASTM D 1742 IP 121	JIS K 2220
蒸発量	グリースー蒸発量試験方法	ASTM D972 IP 183	JIS K 2220
湿潤	グリースー湿潤試験方法	None	JIS K 2220
銅板腐食	グリースー銅板腐食試験方法	ASTM D 4048 IP 112	JIS K 2220
耐荷重性能	潤滑油の耐荷重能試験方法（シェル四球式）	ASTM D 2596	JPI- 5S -40-93
耐摩耗性能	潤滑油の耐摩耗性試験方法（シェル四球式）	ASTM D 4172	JPI - 5S -32-90
混和安定度	グリースー混和安定度試験方法	FS 313.3	JIS K 2220
水洗耐水度	グリースー水洗耐水度試験方法	ISO 11009 ASTM D1264 IP 215	JIS K 2220
酸化安定性	グリースー酸化安定度試験方法	ASTM D 942 IP 142	JIS K 2220
シール材引張り試験	加硫ゴムの引張試験方法	ISO 37:94	JIS K 6251-04
シール材硬さ試験	加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの硬さ試験方法	ISO 7619:97	JIS K 6253-97
シール材浸漬試験	加硫ゴムの浸せき試験方法	ISO 1817:99	JIS K 6258-03
生分解度	生分解性試験	OECD 301B OECD 301C OECD 301F ASTM D5864 ASTM D6731	エコマーク商品類型 NO.110「生分解性潤滑油 Version 2.4」の4－1の規定を満たすこと
魚毒性	魚類急性毒性試験	OECD 203 JIS K 0102-98 JIS K 0420-71 シリーズ(10，20,30)	エコマーク商品類型 NO.110「生分解性潤滑油 Version 2.4」の4－1の規定を満たすこと

Appendix ２
建設機械用グリース届出及びオンファイル維持

目　次

１．届出書記入における注意事項について

① 本届出書の記載にあたっては、規格運用マニュアルの本文を参考に虚偽なく記入すること。
② 本届出書に記載されている試験法で年号表示のない項目は届出時点で最新のものを使用する。
③ 虚偽の申告を行い、表示・販売が行われた場合、不当景品類及び不当表示防止法（第4条1項1号参照)、又は不正競争防止法（第2条1項13号参照）により罰せられる場合がある。

２．オンファイル届出手続きについて

２．１　届出手数料

新規にグリースを届出る場合の届出手数料は、届出グリース1件につき40,000円とする。
連絡先等の変更に関しては無料とする。

２．２　届出及び振り込み方法

新規にグリースを届出ようとする場合には、届出に先立って、届出グリース1件ごとに2.1に示した届出手数料を下記の銀行口座に振り込むものとする。申し込み時には下記に示した届け出に必要な書類を準備の上、「JCMA油脂規格普及促進協議会」に申し込むこと。

振込み先：三井住友銀行　船橋支店
口座番号：普通　６６９２３２６
口座名義：一般社団法人　潤滑油協会
又は
振込み先：三菱東京ＵＦＪ銀行　船橋支店
口座番号：普通　２００５２５５
口座名義：一般社団法人　潤滑油協会

２．３　届出書等の送付先及び届出様式の入手先　：JCMA油脂規格普及促進協議会

住所：〒273-0015　千葉県船橋市日の出 2-16-1
一般社団法人潤滑油協会　事業部　気付け
Tel：047-433-5181　　Fax：047-431-9579

２．３．１　届出に必要な書類

届出手数料の振り込み証明書
書式-1：届出書表紙
書式-2：各種試験結果
Appendix 3 に示す通知書・同意書の正副 2 通
種類表示の代表例と製品ラベル全体の代表例（デザインでも可）

３．オンファイル維持費について

⑴ オンファイル届出者で、届出の翌年以降もオンファイルの継続を希望する場合は、届出時に納入した届出手数料のほか、暦年 1 月 1 日から 12 月末日まで（以下、維持費計算期間という）の販売数量に応じてオンファイル維持費を負担する。

⑵ オンファイル維持費は、届出者ごとに計算するものとし、同一届出者が複数の製品をオンファイルしているときは、オンファイルした全製品の合計販売数量をもって販売数量とし、下表に示す方法で計算する。

前年度販売数量（各届出油の合計）	オンファイル維持費
500 トン未満	15,000 円
500 トン以上	1 トンにつき 30 円の割合で計算 ただし上限を 30 万円とする

⑶ オンファイル届出者は、予め送付された書式により、毎年２月末までに、「JCMA 油脂規格普及促進協議会」宛販売数量の報告を行うと共に、本マニュアル 2.2 の項記載の届出手数料振込先として指定された銀行預金口座（口座名義：一般社団法人潤滑油協会）に、報告した販売数量に応じて上記により計算したオンファイル維持費を振り込むものとする。

⑷ 前項の期間内に、販売数量の報告とオンファイル維持費の振込みを完了しない場合には、「JCMA 油脂規格普及促進協議会」は、当該オンファイル届出者の全てのオンファイルを抹消する。

（計算例-1）：オンファイル届出を2012年4月1日までに完了し、2012年12月31日までに150トン販売した場合。

初年度とは2012年4月1日より2012年12月31日の期間のことであり、2年目は2013年1月1日から2013年12月31日の期間となる。2年目のオンファイル維持費は前年度、この場合には2012年4月1日より2012年12月31日の期間における販売数量の申告に基づいて決定される。この場合、

150トン＜500トンであるため、15,000円となる。

（計算例-2）：グリースAについてオンファイル届出を2012年7月15日に完了し、2012年12月31日までに100トン販売し、2013年に300トン販売。グリースBについて、オンファイル届出を2013年5月1日に完了し、2013年12月31日までに250トン販売した場合。（図3.1）

2012年の総販売数量は100トンであるので、2013年の維持費は1,5000円となる。2013年の総販売量はグリースAの300トンとグリースBの250トンの合計550トン（≧500トン）であるので、2014年の維持費は、

550トン × 30円／トン= 16,500円 となる。

図 3.1　オンファイル維持費の計算例

４．オンファイル変更通知手続きについて

規格運用マニュアル5.11項により、グリースコードの更新が不要な場合でも、届出者がオンファイル届出書に記載の内容を変更する場合には、下記の書式を準備の上、「JCMA油脂規格普及促進協議会」に通知するものとする。

（１）本届出書届出者の連絡先等の変更を実施する場合
　　書式-3：連絡先変更通知書

書式-1: 届出書表紙

建設機械用グリース届出書

JCMA 油脂規格普及促進協議会　殿

届出年月日　：		年　月　日
届出者(社) 和英併記	社印	連絡先 氏 名 所 属 住 所 Ｔｅｌ Ｆａｘ
届出責任者 氏　名　印 所属・役職		

届出グリース	
社内呼称又は番号	
製　品　名（英　文　名）	
種　　類	□GK　□GKB
ちょう度番号	
グリースコード	

JCMA 油脂規格普及促進協議会記入欄
受 付 責 任 者　：　印
受 付 年 月 日　：　年　月　日
受　付　番　号　：
備　考　：

書式-2：各種試験結果

書式-2a：各種試験結果（建設機械用一般用グリース JCMAS GK）

項　　目 ＼ 性能基準		試験方法	測定値 ちょう度番号 号	規格値 ちょう度番号 1号	規格値 ちょう度番号 2号
適用温度範囲　（℃）				−20～＋130	−20～＋130
増ちょう剤				報告[1]	報告[1]
混和ちょう度		JIS K2220		310～340	265～295
不混和ちょう度		JIS K2220		報告[1]	報告[1]
見かけ粘度（−10℃、ずり速度 10S^{-1}）(Pa・s)		JIS K2220		250以下	500以下
基油動粘度（40℃）　(mm^2/s)		JIS K2283		報告[1]	報告[1]
滴点　（℃）		JIS K2220		170以上	170以上
離油度（100℃、24ｈ）　（質量%）		JIS K2220		10以下	5以下
蒸発量（99℃、22ｈ）　（質量%）		JIS K2220		2.0以下	2.0以下
湿潤（14日）		JIS K2220		A級	A級
銅板腐食（100℃、24ｈ）		JIS K2220		銅板に緑色又は黒色変化がないこと。	
四球式耐荷重能 (融着荷重)　(N)		ASTM D2596		1961以上	1961以上
四球式耐摩耗 (摩耗痕径)　(mm)		ASTM D2266		0.7以下	0.7以下
混和安定度		JIS K2220		400以下	375以下
水洗耐水度（38℃、1h）　（質量%）		JIS K2220		10以下	10以下
酸化安定度（99℃、100ｈ）　(KPa)		JIS K2220		80以下	80以下
シール材浸せき試験（100℃、72h）					
NBR（ニトリルゴム）	硬さ変化	JIS K6253		−30以内	−30以内
	引張強さ変化率(%)	JIS K6251		−70以内	−70以内
	伸び変化率　(%)	JIS K6251		−80以内	−80以内
	体積変化率　(%)	JIS K6258		0～40	0～40
AU（ウレタン）	硬さ変化	JIS K6253		−5～＋5	−5～＋5
	引張強さ変化率(%)	JIS K6251		−70以内	−70以内
	伸び変化率　(%)	JIS K6251		−60以内	−60以内
	体積変化率　(%)	JIS K6258		−5～＋15	−5～＋15

注 [1]　試験結果を提示すること。

書式-2：各種試験結果

書式-2b: 各種試験結果（建設機械用生分解グリース JCMAS GKB）

項　　目		試験方法	測定値 ちょう度番号 ２号	規格値 ちょう度番号 ２号
適用温度範囲　(℃)				－20～＋130
増ちょう剤				報告 1)
混和ちょう度		JIS K2220		265～295
不混和ちょう度		JIS K2220		報告 1)
見かけ粘度（－10℃、ずり速度 $10S^{-1}$）(Pa・s)		JIS K2220		500 以下
基油動粘度(40℃)　(mm^2/s)		JIS K2283		報告 1)
滴点　(℃)		JIS K2220		170 以上
離油度（100℃、24ｈ）　(質量%)		JIS K2220		5 以下
蒸発量（99℃、22ｈ）　(質量%)		JIS K2220		2.0 以下
湿潤（14 日）		JIS K2220		Ａ級
銅板腐食（100℃、24ｈ）		JIS K2220		銅板に緑色又は黒色変化がないこと。
四球式耐荷重能 (融着荷重)　(N)		ASTM D2596		981 以上
四球式耐摩耗 (摩耗痕径)　(mm)		ASTM D2266		0.7 以下
混和安定度		JIS K2220		375 以下
水洗耐水度（38℃、１ｈ）　(質量%)		JIS K2220		10 以下
酸化安定度（99℃、100ｈ）　(KPa)		JIS K2220		80 以下
シール材浸せき試験　(100℃、72h)				
NBR（ニトリルゴム）	硬さ変化	JIS K6253		報告 1)
	引張り強さ変化率(%)	JIS K6251		報告 1)
	伸び変化率　(%)	JIS K6251		報告 1)
	体積変化率　(%)	JIS K6258		報告 1)
AU（ウレタン）	硬さ変化	JIS K6253		報告 1)
	引張り強さ変化率(%)	JIS K6251		報告 1)
	伸び変化率　(%)	JIS K6251		報告 1)
	体積変化率　(%)	JIS K6258		報告 1)
生分解度　(28 日)		OECD 301B OECD 301C OECD 301F ASTM D5864 ASTM D6731		エコマーク商品類型 NO.110「生分解性潤滑油 Version 2.4」の４－1 の規定を満たすこと
魚類急性毒性　96h　LC_{50}値		OECD 203 JIS K 0102-98 JIS K 0420-71		エコマーク商品類型 NO.110「生分解性潤滑油 Version 2.4」の４－1 の規定を満たすこと

注 1)　試験結果を提示すること。

書式-3　連絡先変更通知書

建設機械用グリース オンファイル連絡先変更通知書

JCMA 油脂規格普及促進協議会　殿

下記受付番号においてオンファイルされた建設機械用グリースについて、規格運用マニュアル 5.11 項にもとづく連絡先の変更を通知致します。

オンファイル内容の変更を通知する建設機械用グリース

受付番号：________________

社内呼称、番号：________________

製品名：________________

種類　□GK　□GKB

ちょう度番号：________________

グリースコード：________________

連絡先の変更内容

項目	変更前	変更後

届出責任者の変更の場合は、下記書名欄は新責任者が記載ください。

届出年月日：　　年　　月　　日

届出者(社)：________________ 社印

届出責任者名：________________ ㊞

所属・役職：________________

署名：________________

JCMA 油脂規格普及促進協議会記入欄
受付責任者：　　　　　　　　　　　印
受付年月日：　　年　　月　　日
受付番号：

Appendix 3

A 票

（正）

建設機械用グリースオンファイル通知書

殿　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

JCMA 油脂規格
普及促進協議会　　　　㊞

貴社より届出のあった下記受付番号の建設機械用グリースにつきグリースコードと種類を以下の通りオンファイルしましたので通知します。

記

受　付　番　号　：＿＿＿＿＿＿＿＿
貴社呼称、番号　：＿＿＿＿＿＿＿＿
製　品　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿
種　類　：☐GK　☐GKB
ちょう度番号　：＿＿＿＿＿＿＿＿
グリースコード　：＿＿＿＿＿＿＿＿

（正）

建設機械用グリースオンファイル同意書

B 票

JCMA 油脂規格及促進協議会　殿

当社は、オンファイルされた建設機械用グリースを販売するにあたり、以下の事項に同意いたします。

１．当該建設機械用グリースの品質・性能並びにその製品等における表示は、届出者の責任において行うものであることを確認し、その旨並びに貴協議会が品質・性能等の保証を行っているものではないことを、届出者の販売チャネルを通じて当該建設機械用グリースの最終消費者・一般消費者に対して広く周知・啓発すること。
２．当該建設機械用グリースの使用により発生した市場トラブル等は、届出者の責任において解決するものとし、貴協議会には一切責任がないことを承認すると共に、市場トラブルへの対応にあたり、貴協議会にご迷惑をおかけしないように最大限の配慮をすること。
３．オンファイル届出書に記載した、建設機械用グリースの品質・性能（データ記載も含む）及び表示例は、全て、実際に販売される建設機械用グリースを代表するものであることを保証すること。
４．本同意書１項の趣旨に従い、当該建設機械用グリース等の販売（卸売並びに小売を含む）並びに広告・宣伝において、貴協議会が当該建設機械用グリース等について品質・性能等の保証、若しくは認証を行っている、との誤解を招くおそれのある表現を一切使用しないこと。
５．貴協議会から、オンファイルした建設機械用グリースについてデータの提出を求められたときは、速やかにこれを提出すること。提出するデータの様式・書式・媒体は貴協議会の指示に従うこと。
６．貴協議会が、オンファイルされている建設機械用グリースについて、本通知書に記載された商品名、届出者、ちょう度グレード、グリースコード、並びに種類をインターネット及びその他のメディアによって公開することを承認すること。また、貴協議会が、オンファイルされている建設機械用グリースについて市場調査を行った場合、その結果を公表すること（届出者及び商品名を特定できない様式による）に異議がないこと。
７．「規格運用マニュアル」に規定された「オンファイル維持費」を、毎年所定の期日までに支払う。オンファイル維持費の支払が、規格運用マニュアル通り行われなかったときは、当然にオンファイルを抹消されても異議は申し立てない。
８．当該建設機械用グリースの販売を中止したときは、販売を中止した銘柄について、貴協議会に対し速やかにその旨を届け出ること。その際は、貴協議会において適宜当該銘柄に関するオンファイルの抹消を行うこと。
９．上記以外の事項についても、規格運用マニュアルに記載された全ての事項についてその内容を了解し且つその実施に同意すること、並びに規格運用マニュアルが改定された場合には、最新の規格運用マニュアルに従うこと。

届出年月日　：　　　　年　　月　　日
届出者（社）　：＿＿＿＿＿＿＿＿ 社印
届出責任者名　：＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞
所属・役職　：＿＿＿＿＿＿＿＿
署　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿

Appendix 3

（副）

建設機械用グリースオンファイル通知書

A 票

殿　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

JCMA 油脂規格
普及促進協議会　　　　　　㊞

貴社より届出のあった下記受付番号の建設機械用グリースにつきグリースコードと種類を以下の通りオンファイルしましたので通知します。

記

受　付　番　号　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
貴社呼称、番号　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
製　　品　　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
種　　　　　類　　☐GK　　☐GKB
ちょう度番号　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
グリースコード　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（副）

建設機械用グリースオンファイル同意書

B 票

JCMA 油脂規格及促進協議会　殿

当社は、オンファイルされた建設機械用グリースを販売するにあたり、以下の事項に同意いたします。

1．当該建設機械用グリースの品質・性能並びにその製品等における表示は、届出者の責任において行うものであることを確認し、その旨並びに貴協議会が品質・性能等の保証を行っているものではないことを、届出者の販売チャネルを通じて当該建設機械用グリースの最終消費者・一般消費者に対して広く周知・啓発すること。
2．当該建設機械用グリースの使用により発生した市場トラブル等は、届出者の責任において解決するものとし、貴協議会には一切責任がないことを承認すると共に、市場トラブルへの対応にあたり、貴協議会にご迷惑をおかけしないように最大限の配慮をすること。
3．オンファイル届出書に記載した、建設機械用グリースの品質・性能（データ記載も含む）及び表示例は、全て、実際に販売される建設機械用グリースを代表するものであることを保証すること。
4．本同意書１項の趣旨にしたがい、当該建設機械用グリース等の販売（卸売並びに小売を含む）並びに広告・宣伝において、貴協議会が当該建設機械用グリース等について品質・性能等の保証若しくは認証を行っている、との誤解を招くおそれのある表現を一切使用しないこと。
5．貴協議会から、オンファイルした建設機械用グリースについてデータの提出を求められたときは、速やかにこれを提出すること。提出するデータの様式・書式・媒体は貴協議会の指示に従うこと。
6．貴協議会が、オンファイルされている建設機械用グリースについて、本通知書に記載された商品名、届出者、ちょう度グレード、グリースコード、並びに種類をインターネット及びその他のメディアによって公開することを承認すること。また、貴協議会が、オンファイルされている建設機械用グリースについて市場調査を行った場合、その結果を公表すること（届出者及び商品名を特定できない様式による）に異議がないこと。
7．「規格運用マニュアル」に規定された「オンファイル維持費」を、毎年所定の期日までに支払う。オンファイル維持費の支払が規格運用マニュアルどおり行われなかったときは、当然にオンファイルを抹消されても異議は申し立てない。
8．当該建設機械用グリースの販売を中止したときは、販売を中止した銘柄について、貴協議会に対し速やかにその旨を届け出ること。その際は、貴協議会において適宜当該銘柄に関するオンファイルの抹消を行うこと。
9．上記以外の事項についても、規格運用マニュアルに記載された全ての事項についてその内容を了解し且つその実施に同意すること、並びに規格運用マニュアルが改定された場合には、最新の規格運用マニュアルに従うこと。

届出年月日　：＿＿＿＿＿＿年　　月　　日
届出者（社）：＿＿＿＿＿＿＿＿　社印
届出責任者名：＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞
所属・役職　：＿＿＿＿＿＿＿＿
署　　　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿

Appendix 4
グリースコードの設定例ならびに変更の届出あるいは通知の要否

　グリースコードの設定方法、届出項目ならびに処方変更の届出、あるいは通知の要否については、規格運用マニュアル本文中の5.6、及び5.11項に示すが、参考のために、すでに届出されている製品（下表のケース１：基準のオンファイル製品）から何らかの変更があった場合の届出、あるいは通知の要否、グリースコードの変更の要否などを、具体的な事例にもとづき下表に示す。

ケース	内容	届出あるいは通知	製品		届出者（販売者等）			処方内容				グリースコード例
			製品名	販売地	社名	コード	国	ちょう度	基油グループ*	増ちょう剤	添加剤	
1	基準のオンファイル製品	新規届出	いろは	日本	ｱｲｳｴｵ	ABC	日本	No.2	I	A	X	G081ABC001
2	製品名の変更	届出	Iroha	日本	ｱｲｳｴｵ	ABC	日本	No.2	I	A	X	G081ABC002
3	販売地の変更・追加	不要	いろは	USA	ｱｲｳｴｵ	ABC	日本	No.2	I	A	X	G081ABC001
4	届出者の社名、ｺｰﾄﾞ変更	届出	いろは	日本	ｶｷｸｹｺ	KXZ	日本	No.2	I	A	X	G081KXZ001
5	届出者の連絡先変更	通知	いろは	日本	ｱｲｳｴｵ	ABC	日本	No.2	I	A	X	G081ABC001
6	ちょう度の変更	届出	いろは	日本	ｱｲｳｴｵ	ABC	日本	No.1	I	A	X	G081ABC003
7	基油ｸﾞﾙｰﾌﾟの変更	届出	いろは	日本	ｱｲｳｴｵ	ABC	日本	No.2	II	A	X	G081ABC004
8	増ちょう剤の変更	届出	いろは	日本	ｱｲｳｴｵ	ABC	日本	No.2	I	B	X	G081ABC005
9	添加剤の一部変更	届出	いろは	日本	ｱｲｳｴｵ	ABC	日本	No.2	I	A	Y	G081ABC006
10	販売の中止	通知										

注）基油グループとは米国APIが規定するベースオイルの精製度にもとづく分類（Group I, II, III, IV and V）による。

Appendix 5

グリースコード及び種類の表示書式

オンファイルされた製品の容器に、グリースコードと種類を表示する場合は、次の表示書式例に従うこと。

１．表示書式例

１．１　寸法・字体

１．２　注記

① 図中の G023ABC456 部はグリースコードを表し、字体はヘルベチカ・メデュウム・コンデンスあるいはアライアル・ナローを用い、指定寸法枠に相当する大きさの文字を用いて記入すること。

② 図中の GK 部は、字体はヘルベチカ・メデュウムあるいはアライアルを用い、指定寸法枠に相当する大きさの文字を用いて記入すること。

③ 図下部の「JCMAS P 040適合品」の英数字体はヘルベチカ・メデュウムあるいはアライアルを用い、指定寸法に相当する大きさの文字を用いて一行で記入すること。同じく、「本GK性能の品質保証者：○○○○株式会社」の英字体はヘルベチカ・メデュウムあるいはアライアルを用い、指定寸法に相当する大きさの文字を用いて二行または三行で記入すること。

④ 文字及び枠線の色と、枠内外の色とは、対照色を用いること。

２．表示方法

① 表示書式例の図示寸法は、最小寸法を示す。相似形であれば、容器の大きさに応じて拡大して用いてもよい。

② 容器への表示位置は、見やすい位置に任意に決めることができる。

３．表示例

JCMAS P 040 適合品
本GK性能の品質保証者
○○○○株式会社

図示寸法の1倍

JCMAS P 040 適合品
本GK性能の品質保証者
○○○○株式会社

図示寸法の1.5倍

JCMAS P 040 適合品
本GK性能の品質保証者
○○○○株式会社

図示寸法の2倍

JCMAS P 040 適合品
本GKB性能の品質保証者
○○○○株式会社

図示寸法の1倍

JCMAS P 040 適合品
本GKB性能の品質保証者
○○○○株式会社

図示寸法の1.5倍

JCMAS P 040 適合品
本GKB性能の品質保証者
○○○○株式会社

図示寸法の2倍